

税金について知ろう

最終回となりました『税金の歴史』最終回『税金の歴史』です。記帳に新しい昭和の終わりから現在までをお話します。

昭和62年から63年にかけて、高齢化社会の進展や国際化の動きなど社会・経済の変化に合わせた抜本的な税制改革が行われました。

これには、所得・消費・資産の間でバランス良く、将来にわたって安定的な税制を構築する目的で、所得税の減税や消費税の導入などが盛り込まれました。

平成7年からは、所得税・個人住民税の制度減税が実施される一方で、平成9年4月には、消費税が導入当初平成元年(4月)の3%から5%に引き上げられました。

あわり

「愛読ありがとうございます。」

配偶者特別控除が一部廃止されました

所得が125万円(年金収入で266万円)以下であれば、非課税となりますので、配偶者特別控除が一部廃止されても市民税がかかることはありません。しかし、前年の所得が125万円を超えると、その所得が所得控除(基礎控除、老年者控除、社会保険料控除など)の合計額を上回る場合に、その上回る部分の所得金額を課税標準(税額計算の基礎となる額)として、市民税がかかります。

なお、65歳以上の方は、前年の

市税の基礎知識 Q&A

妻のパート収入と市民税

市税に対するさまざまな疑問について、下京太郎さん一家を通して考える新シリーズです。

初回は、太郎さんの妻みややさんのパート収入に対する市民税のお話です。

Q みややさんは、近所のスーパーでのパート収入が、昨年1年間で105万円ありました。みややさん本人に市民税はかかるのか、夫の太郎さんの配偶者控除や配偶者特別控除の対象となるのかを心配しています。

A 次の表で説明します。この場合、表の太枠部分に該当しますので、みややさんご本人に市民税がかかります。また、夫の太郎さんの配偶者控除の対象にはなりません、配偶者特別控除の対象となります。

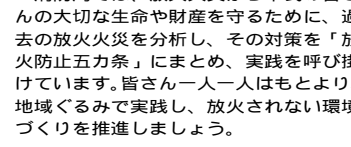
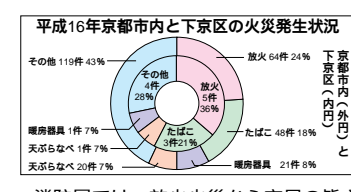
平成16年中のパート収入	市民税	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	かからない		×
100万円超103万円以下	かかる		×
103万円超141万円未満	かかる	×	
141万円以上	かかる	×	×

○=対象となる ×=対象とならない

けすぞう君の防災 Q&A 目指せ!「安心・安全のまち」



けすぞう君 こんにちは。けすぞう君です。今回は、厳しい寒さの中で行われた年始恒例の消防出初式と、昨年1年間の下京区における火災発生状況をお話します。



「安心・安全のまち」を目指し出初式

1月11日、左京区岡崎の京都府会館前で京都市消防出初式が行われ、区内でも、1月中旬に各消防分団の出初式が行われました。新年の行事にふさわしく、地元の方々の前で消防団の力強い訓練などが披露され、消防団と自主防災会などの地域の団体が互いに協力して、今年1年の無火災と「安心・安全のまち下京」を築くことを決意も新たに誓い合いました。



下京区内の火災発生状況(平成16年中)

区内では、平成16年中に14件の火災が発生しました。平成15年中の火災が15件でしたので前年から1件の減少となり、平成に入ってから、平成8年の8件に次ぐ2番目に火災の少ない年となりました。また、昨年中の火災原因は、グラフ

『春の火災予防運動』 3月1日(火)~7日(月)

備えあり! 京の誇り 防火から

- ### 「放火防止五カ条」
- ①家の周りには、燃えやすい物を置かないようにしましょう。
 - ②夜間、建物の周囲や駐車場は、照明を点灯して明るくしましょう。
 - ③空き家、物置にはカギをかけましょう。
 - ④車やバイクなどのボディカバーは、燃えにくいものを使いましょう。
 - ⑤地域ぐるみで放火防止に取り組みましょう。

わが町 再発見

島原の妙見さん

寛政5年(1794)、後に大本山本願寺10世となった成就院日圓上人が、天

台密教の道場を法華に改宗して開山したと伝わり、江戸時代の地誌、山州名跡誌には「古の中堂寺」と記述される。

「天文法華の乱」(1536年)当時、洛中に強盛した法華宗と叡山衆徒らが争ったこと、天明の大火(1788年)で焼失するも、その度に復興され、現在の本堂などは天保年間(1830)に再建されたもの。



確定申告のご相談はお近くの申告相談会場へ

申告は3月15日までです

申告の方法などわからないこと、税理士が相談に応じます。(無料)

会場	相談日
下京区総合庁舎 4階会議室	2/16(水) 17(木) 18(金) 3/7(月) 8(火)
下京区青少年活動センター	2/21(月) 22(火) 24(木) 25(金)

時間 いずれも午前10時~正午・午後1時~3時
問合せ 市民税課(☎371・7172)または下京税務署(☎351・9161)

自分を守る防犯教室

悪徳商法・振り込め詐欺

学んで 撃退

ますますエスカレートする悪徳商法や振り込め詐欺。巧妙な手口から身を守る方法を学びます。安心安全な生活を送るために、皆さんぜひご参加ください。

日時 2月23日(水)午後2時~
場所 下京区総合庁舎 4階会議室
主催 下京区生活安全推進協議会
問合せ まちづくり推進課(☎371・7170)

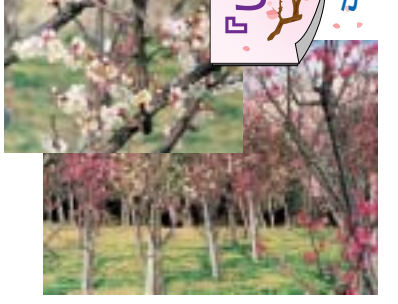
ストロップ落書き

世界に誇れる美しいまち京都を目指して

この数年、橋やカドレーンなどの道路施設への落書きが目立っています。昨年1年間で、区内の橋で2

梅こみち

下京区誕生100周年を記念して、梅小路公園に生まれ、梅の散策路「梅こみち」6年目の春を間近に、区民の手で植えられた樹木も、しっかりと根を張っています。今年も、良い匂いと花をほころばせ、東風が吹いたら出かけてみましょう。



特別障害者手当 障害児福祉手当を支給しています

市では、重度障害のある方などへの在宅福祉施策として、日常生活で常に特別の介護を必要とする在宅の重度の重複障害のある方に、次の手当を支給しています。

ただし、障害のある方などの前年所得が一定額以上ある場合は支給されません。

特別障害者手当(20歳以上) 月額26,520円
障害児福祉手当(20歳未満) 月額14,430円
問合せ 支援課支援二係(☎371・7217)

下京老人福祉センター「教養教室」受講生募集

~初心者の方が対象です~

下京老人福祉センターの『教養教室』は、同世代の友達づくりや生きがいづくりのきっかけを見つけていただくことを目的としています。新しい出会いを通して、楽しく生きがいのある生活を応援します。皆さんのご応募をお待ちしています。

教室名	受講日	受講期間
カラオケ教室	第1・3月曜日	17年4月~1年間
大正琴教室	第2・4火曜日	
いけばな教室	第1・3火曜日	17年4月~2年間
囲碁教室	第1・3木曜日	
京てまり教室	第1・3火曜日	17年4月~2年間
謡曲教室	第2・4水曜日	

時間はいずれも午前10時~正午
対象 市内在住の60歳以上の方
費用 無料(ただし、教材費は実費負担)
申込み 2月21日(月)~3月5日(土)にセンターへ来所して申込みください。
各教室ごとに定員があるため、申込み多数の場合は抽選となります。
問合せ 下京老人福祉センター(☎341・1730)



京てまり教室

日本古来の伝統手芸「京てまり」は、昔は玩具として愛され、現在は鑑賞用として、お祝いなどの贈り物に大変喜ばれています。さまざまな色糸を組み合わせ、四季折々の美しい模様を一针ずつかがって可愛らしいてまりを作ります。

＜編曲教室＞
お能の世界を謳うと新しい自分の発見が

石野の白味噌 九代目 石野元彦さん(格致)

新年を祝うお雑煮は、それぞれの地域で郷土色豊かに発展しました。京都では、お雑煮に欠かせないのが白味噌です。今回は、白味噌の老舗「石野味噌」の九代目当主である石野元彦さんにお話を伺いました。

一般的に保存食というイメージが強いお味噌ですが、白味噌は保存食ではないので、石野さんにまず教わり



京都発祥の食文化 白味噌を伝える

ました。保存のきく赤味噌が、戦に明け暮れた武將たちの需から生まれたのに対して、平安時代の華やかな王朝文化が手に入れた白味噌は、砂糖お米の甘さを求めて創り出されたお菓子に近いものが起源と考えられるそうです。熟成型の赤味噌に対して、白味噌は原材料にお米を多く使う糖化型で熟成期間の短い製品であり、保存がきかないため大量生産に向きません。また、原材料の風味がそのまま出るため、素材選びにこだわりま



天明年(1781)この地に湧き出る銘水「石井」を使って、初代が白味噌を造り始めてから二百一十年、今も変わることなくこの銘水を使用して、伝承の白味噌造りが受け継がれています。しかし時代は、流通や情報の多様化にともない全国から増え続ける需要に 대응するために、このため、伝統を守りつつ安定した品質の商品を提供し続ける目的で、昭和40年代から顔ぶれの近代化にも取り組んでくれました。それでも機械任せにできないことは限られ、日によって変化する気温や湿度への対応、製造過程ごとに出発具合を見れば機械の微調整を行います。更には、最も重要な米麹の育

成には、五感を研ぎ澄ませて臨み、尽力することに変わりはありません。その時々判断に必要な知識と技術を身につけるには30年以上はかかるそうです。石野さんは、まだまだ勉強中と謙虚に話され、「白味噌は素晴らしい京都の食文化、良いものが造れる量は越えずに絶やすことなく造り続ける。京都なら白味噌と聞いても誰にでも思ってもらえるように、次の世代へ、またその次へと繋げていくことが使命です。お雑煮やお味噌汁だけでなく、調味料としての白味噌のさまざまな利用法なども提案していきたいとおっしゃる石野さん。今後とも、伝統の食文化を担い広めてくださることに期待がかかります。」

2月28日は、固定資産税・都市計画税第4期分の納期限です。*納期限を過ぎますと、延滞金がかかります。*市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。
問合せ 市民税課(☎371・7171)